

○全日制生徒会会則

本校生徒会（以下「本会」という。）は、本会の民主的運営をとおして、責任を自覚し、自発的精神と相互強調の態度を養い、社会的公民的資質を身につける。

（名称及び目的）

第1条 本会は茨城県立太田第一高等学校全日制生徒会と称する。

第2条 本会は高校生活の充実向上をはかることを目的とする。

（会員）

第3条 本校全日制生徒を会員とし、選挙権、被選挙権、執行部役員のリコール権、議決権、ならびに本会則の定めるところにしたがい正当と認められる権利を有する。

（組織）

第4条 本会は次の機関を設ける

1. 生徒総会
2. 執行部役員会
3. 評議会
4. HR役員会
5. 専門委員会
6. 特別委員会
7. 部長会

（生徒総会）

第5条 生徒総会（以下「総会」という。）は本会最高の議決機関であり、原則として年1回会長により招集され、次の事項を審議し、決議する。

1. 予算および決算
2. 生徒会会則改正
3. 部・委員会の新設
4. その他、本会の運営に関する重要事項

第6条 臨時総会は次の場合に会長により招集される。

1. 全会員の3分の1以上の署名による申請があった場合
2. 執行部役員会において必要と認められた場合
3. 評議会において必要と認められた場合

第7条 総会の成立要件および、決議の方法は次の規定による。

1. 総会は全会員の3分の2以上の出席によって成立する。
2. 総会が成立しなかった場合は、原則として7日以内に再び招集されなければならない。
3. 決議は、議長が異議の有無を諮り、議長が適当と認める方法により、出席者の過半数の賛成を確認する。
4. 賛否同数の場合は、議長団がこれを決定する。
5. 総会の期日、場所、議案は7日前に執行部役員が告示する。

(執行部役員会)

第8条 執行部役員会は生徒会の執行機関であって、次の役員によって構成され、その主な任務は次のとおりである。

1. 会長（1名）は、生徒会を代表しすべての会務を統括する。
2. 副会長（2名）は、会長を補佐し、会長が不在または欠員となったときはその任務を代行する。
3. 書記（2名）は、総会、執行部役員会、評議会の議事を記録し、書類の保管にあたる。また会員の要求があった場合には、保管書類を提示しなければならない。
4. 会計（2名）は、執行部役員会の財務を担当する。

第9条 執行部役員員の任期は半期とし、次期役員員の認証までとする。

第10条 執行部役員は、HR役員、専門委員を兼任することはできない。ただし、定員に満たない場合や組織運営上やむを得ない事由があるときは、兼任を妨げない。

第11条 執行部役員は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

(評議会)

第12条 評議会は、次の評議委員によって構成される。また評議委員の中から互選された議長（1名）副議長（2名）により、議長団が構成され、総会および評議会の運営にあたる。

1. HR委員長（各クラス1名）
2. 各専門委員会代表（各委員会1名）

第13条 評議会は、総会に準ずる議決機関であって、原則として会長の招集により、必要に応じて開くことができ、次の事項を審議し、決議する。

1. 執行部役員会より提出された議案
2. 総会に提出する議案の事前検討および整理
3. 総会から判断を任された事項
4. 緊急を要する事項で、総会を招集する時間的余裕がないもの（次期総会において必ず報告し、その承認を得ること。）
5. 全会員の5分の1以上の署名による申請事項

6. その他、本会の運営を円滑に進めるための日常的な重要事項

第14条 評議会は、全校生徒に及ぼす影響が特に大きく、直接意見を問う必要があると判断した事項については、その審議決定を総会に委ねることができる。

第15条 評議委員の任期は、HR委員長を半期、各専門委員会代表を1年とし、次期委員の認証までとする。

第16条 評議会の成立要件および、決議の方法は、総会と同様の規定に則っておこなうものとする。

第17条 評議会は必要があれば会員の出席を要請し発言を求めることができる。

第18条 評議会は必要に応じて臨時に内部機関を設け委員の選出をすることができる。

第19条 会長は、総会または評議会で決議された事項を遅滞なく校長へ報告し、職員会議における審議を求めることができる。

第20条 前条の事項について、職員会議の審議により再検討を求められた場合は、評議会において内容を再精査したうえで、再び職員会議の審議を求めることができる。

(HR役員会)

第21条 HR役員会は、各クラスにおける次のHR役員によって構成される。

1. HR委員長 (各クラス1名)
2. HR副委員長 (各クラス1名)
3. HR書記 (各クラス1名)
4. HR会計 (各クラス1名)

第22条 HR役員任期は半期とし、次期役員認証までとする。

第23条 HR副委員長は、選挙管理委員会を兼任する。

第24条 HR書記は、年度末に雑誌『青龍』の編集発行にあたる。

(専門委員会)

第25条 専門委員会は次の各委員会より構成され、その主な任務は次のとおりである。

1. 文化祭クラス実行委員会 (文化委員会)

文化祭のクラス企画ならびに、クラスの文化的活動を企画運営する。

2. 図書委員会

学校図書の効果的な運営にあたる。

3. クラスマッチ委員会

クラスマッチの運営を協議し、実施する。

4. 生活委員会

生徒の衛生管理、校舎内外の清掃美化、設備の保全、ならびに学校内外の秩序(交通を含む)の維持、風紀の向上をはかる。

5. 広報委員会

学校説明会の運営ならびに本校の広報活動に携わる。

6. 保健委員会

生徒の健康管理と健康診断の補助に携わる。

7. 探究委員会

探究発表会の運営ならびに本校の探究活動の活性化に携わる。

第26条 各専門委員会の委員は、年度当初に決定した定数に基づき、各クラスでの立候補または推薦により選出される。

第27条 専門委員の任期は1年とし、次期委員の認証までとする。執行部役員との兼任、HR役員との兼任、専門委員同士の兼任は原則できない。

第28条 各専門委員会は、委員長（1名）をおき、必要に応じて副委員長、書記、会計をおくことができる。

(特別委員会)

第29条 特別委員会は次の各委員会より構成され、その主な任務は次のとおりである。

1. 選挙管理委員会

(1) 民主的選挙を行うことを目的とし、選挙に関するいっさいの事務を行い、これを管理運営する。

(2) 原則、各クラスのHR副委員長によって構成される。

2. 会計監査委員会

(1) 本会全般にわたる会計監査を毎年3月に行い、評議会、生徒総会に報告する。

(2) 各クラスのHR会計の中から6名を互選する。

3. 文化祭本部実行委員会

文化祭の円滑な実施を目指し、運営に携わる。また次年度の文化祭の計画立案に携わる。本会のあらゆる機関との兼任が可能であり、人数制限を設けない。

4. 応援委員会

部活動等の応援活動を目的とし、野球応援時には、青龍團や青龍團サポーターを結成する。本会のあらゆる機関との兼任が可能であり、人数制限を設けない。

(部長会)

第30条 部長会は、文化部、体育部の部長によって構成され、部間の親睦と相互の理解をはかる。

第31条 本会の議長、書記などはその会合に応じて、随時選出する。

(会費)

第32条 会費は月に800円とし、前期・後期に分割納入する。

第33条 転学者と退学者については、在籍最終日の属する月まで会費を徴収する。

第34条 転入者については、在籍開始日の属する月から会費を徴収する。

第35条 本会の会計年度は毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(改正)

第36条 会則の改正は、生徒総会で全会員の過半数の賛成によって議決される。

附則

第37条 本会の決定事項は、すべて校長の承認を得た後有効となる。

(昭和62年一部改正)

(平成3年2月一部改正)

(平成13年2月一部改正)

(平成16年11月一部改正)

(平成20年5月一部改正)

(平成23年4月第25条1・2・3・4・5一部変更 6追加

第26条の1一部変更)

(平成24年9月一部訂正)

(平成31年1月一部訂正)

(令和8年3月一部訂正)

○生徒会選挙規程

(総則)

第1条 この選挙規程は、本校生徒会におけるすべての選挙が、公明かつ正当におこなわれることを目的とする。

(執行部役員)

第2条 すべての役員は執行部役員選挙権、被選挙権、リコール権を有する。

第3条 立候補については次のようにする。

1. 候補者本人および推薦責任者は、所定の文書に氏名と役職を署名し、選挙管理委員会に提出する。
2. HR役員・専門委員が立候補する際は、選挙管理委員会に届け出て、当該委員を辞任しなければならない。その際、当人の所属するクラスにおいては、あらたに委員を選出する。

第4条 選挙は第1学期9月中旬、第2学期2月中旬とし年2回行う。

第5条 選挙の告示は、投票日2週間以前に行い、立候補届出期間は告示から1週間程度までとする。

第6条 選挙管理委員会は、立候補届出期間終了後、ただちに候補者の氏名を全会員に公表する。

第7条 選挙管理委員会は候補者の立会演説会などを企画し、開催する。

第8条 選挙運動については次のとおりとする。

1. 選挙運動は立候補届出期間終了後より投票日前日までとする。
2. 選挙運動は授業、学校行事等にさしつかえないかぎり自由に行うことができる。
3. ポスターは10枚以内とし、そのいずれも選挙管理委員会の承認を必要とする。ポスターは委員会の指定した場所に掲示しなければならない。
4. 選挙管理委員会は、本規程に違反したと見られる行為については、きびしく指導しなければならない。
5. 選挙管理委員は、選挙運動を行ってはならない。

第9条 投票については次のとおりとする。

1. 定員数以内の場合は無記名信任投票を行い、有効投票総数の2分の1以上の信任を得た者を当選とする。定員数を超える場合は投票により有効投票総数の得票の多い者を当選とする。投票は選挙管理委員会所定の用紙で行う。得票数の等しい場合は決選投票を行う。
2. 本規程に違反した投票は無効とする。

第10条 開票は即日とし、選挙管理委員会が行う。

第11条 選挙後役員数が定数に満たない場合、新役員は欠員の補欠選挙を実施することができる。ただし、信任投票で不信任となった者は立候補できない。

第12条 役員のリコールについては次のとおりとする。

1. 役員のリコールを要求する場合には、全会員の3分の1以上の署名のある申請書を選挙管理委員会に提出しなければならない。

2. 選挙管理委員会はリコール申請書を受理したのち、有効な署名が全会員の3分の1以上あった場合、ただちに全生徒による投票を実施するよう会長に要求しなければならない。
3. リコールは有効投票の過半数により成立する。

第13条 リコールもしくは病弱、転校等のやむを得ない事情により役員に欠員が生じた場合は、リコール成立または辞任の決定後、選挙管理委員会はただちに補欠選挙の告示を行い、2週間以内に補欠選挙を行う。ただし、卒業による欠員はこれを補充しない。

第14条 その他の必要事項は、選挙管理委員会が適宜決定し、会員に公示する。

(平成 24 年 9 月一部訂正)

(令和 8 年 3 月一部訂正)